

錯誤 宅建 R02(10)-06-1 <<#971>>

【問】 AとBとの間で締結された売買契約に関する次の場合について、売買契約締結後、AがBに対し、**錯誤による取消し**ができるか。→ **できない**

Aは、自己所有の自動車を100万円で売却するつもりであったが、**重大な過失**によりBに対し「10万円で売却する」と言ってしまい、Bが過失なく「Aは本当に10万円で売ると信じて購入を申し込み、AB間に売買契約が成立した場合

【答え】 取消しができない

《ポイント》 錯誤

1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する**錯誤**

3 錯誤が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。

- 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき。

★ 錯誤

重要なるもの + 表意者 無重過失

⇒ 表意者・取消

~~無効~~

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

解説

暗記